

# 豊田市農業委員会議事録

令和4年4月25日、豊田市農業委員会長 横条 鈞は、令和4年4月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第22号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第24号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第25号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第26号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第27号 土地改良法第3条第1項第2号による申出の承認について
- 議案第28号 耕作放棄地の農地、非農地の判断について

## 報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (15名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	西山弥太郎
4番	石川 幸子	5番	為井 裕	—————	
7番	杉浦 俊雄	8番	土方 和子	9番	梅村 逸次
—————		—————		12番	中島 匡代
13番	加知 満	—————		15番	伊藤 政和
16番	浅見富士男	17番	林 如実	18番	杉田 雅子
19番	横条 鈞				

< 欠席委員 > (4名)

6番	近藤 和人	10番	水野 省治	11番	梅村 貢司
14番	伊藤喜代司				

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平
主査	井上 貴道	主査	杉本 一浩	主査	伊藤 寿信
主査	鈴木 彩	主査	岩月 彰弘		

(開会 午後 2時00分)

会 長： それでは、これより豊田市農業委員会総会を開催いたします。

議事に入ります。

出席状況について、事務局より説明を求めます。

事 務 局： 本日の欠席委員は、6番、近藤和人委員、10番、水野省治委員、11番、梅村貢司委員、14番、伊藤喜代司委員、以上、4名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

8番、土方和子委員、9番、梅村逸次委員、以上2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第22号から第28号までの審議案件7件とその他の報告案件4件です。

それでは、順次、議題を上程させていただきます。

令和4年議案第22号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和4年議案第22号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

28番、鴛鴨町の件。

担当推進委員の深津委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

29番、大林町の件。

担当推進委員の勝田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

30番、堤町の件。

担当推進委員の中野委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

31番、中田町の件。

担当推進委員の小山委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

32番、中田町の件。

担当推進委員の小山委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

33番、中田町の件。

担当推進委員の小山委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

34番、御船町の件。

担当推進委員の磯村委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

35番、力石町の件。

担当推進委員の三宅委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

36番、李町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

37番、坂上町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

38番、新盛町の件。

担当推進委員の加納委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

39番、花沢町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

40番、下切町の件。

担当推進委員の市村委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長：特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第22号で上程されました13件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第22号は承認決定されました。

令和4年議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。  
事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。  
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

53番、横山町の件、資材置場です。第2種農地です。判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連檐している区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。なお、以降同基準は、10ヘクタール未満の一団の農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、54番、高原町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、愛環梅坪駅からおおむね1キロ以内、かつ同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 2件とも特に問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、55番、渡合町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準は、その他第2種農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、56番、御立町の件、接骨院です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、57番、矢並町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、58番、矢並町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員： 4件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、59番、渡刈町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、末野原駅からおおむね1キロ以内、かつ同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員： 問題ありません。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、60番、堤本町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、61番、西広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、62番、御船町の件、営農型太陽光発電施設です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、63番、西広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、64番、東広瀬町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 申請番号61番から64番、問題はございません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、65番、勘八町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、66番、勘八町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、67番、勘八町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、68番、勘八町の件、防災施設（調整池・沈砂池）です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、69番、勘八町の件、残土処分場、一時転用です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の水野委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、70番、白川町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

中島委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、71番、岩倉町の件、残土処分場、一時転用です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の伊藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、72番、稲武町の件、資材置場等です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

林委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、73番、大清水町の件、店舗兼住宅です。第2種農地です。判断基準は、上豊田駅からおおむね1キロ以内、かつ同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、74番、貝津町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、10ヘクタール未満の一団の農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

横桑委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

豊田市農業委員会会議規則第10条において議事参与の制限の規定があり、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととなっております。

本議案第72番の稲武町の案件については、杉田雅子委員がこの規定に該当しますので、この案件については当該委員を外して審議をいたしたいと思いません。

まず、杉田委員、しばし退席をお願いいたします。

(杉田委員退席)

会長： それでは、72番の稲武町の案件について、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第23号で上程されました申請番号72番について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
それでは、杉田委員の入室を認めます。

(杉田委員着席)

会 長： 続いて、申請番号72番を除く21件について、委員の皆さんの御質問並び  
に御意見を伺います。  
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。  
議案第23号で上程されました申請番号72番を除く21件について、賛成  
の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第23号の全ての案件については適当である旨、承認されまし  
た。  
令和4年議案第24号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和4年議案第24号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。  
3番、福受町の件、変更内容は事業期間延長です。  
本件は、令和3年7月1日付で、賃借人の工場新設に伴う削土置場及び工事  
駐車場として第5条許可を得ました。現在、申請目的の用に供している状況で  
すが、コロナ禍により工場新設に係る建設資材の流通が遅れており、工事期間

の延長が予想されます。それに伴い、削土置場及び工事駐車場としての利用を延長したく、本申請に至りました。

お願いします。

為井委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第24号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： 挙手多数と認めます。ありがとうございました。

よって、議案第24号は適当である旨、承認されました。

令和4年議案第25号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第25号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

3番、市木町の件、主たる従事者の死亡のためです。

担当推進委員の鈴木委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました件につきまして、生産緑地法第10条の要件を満たしていることを確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。  
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。  
議案第 2 5 号において上程されました 1 件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第 2 5 号は承認決定されました。  
令和 4 年議案第 2 6 号「農用地利用集積計画の決定について」。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和 4 年議案第 2 6 号「農用地利用集積計画の決定について」。  
農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。  
今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和 4 年 5 月 1 日から貸借期間が開始されるものです。

資料は 2 種類あります。別紙、議案第 2 6 号資料①は、利用権の総括表になります。議案第 2 6 号資料②は、1 筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙議案第 2 6 号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和 4 年 5 月 1 日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、1 3 1 筆、1 2 万 1 , 9 3 0 , 2 9 平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。  
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第 26 号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 26 号は承認決定されました。

令和 4 年議案第 27 号「土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号による申出の承認について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 議案 13 ページと本日お配りした別紙 6 ページをお願いいたします。

令和 4 年議案第 27 号「土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号による申出の承認について」。

土地改良事業への参加申出については、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定により承認します。

土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、土地所有者から土地改良事業への参加申出がありました。このたびの申出に係る土地改良事業につきましては、県営土地改良事業、農地環境整備事業、西中山地区です。

令和 4 年度から令和 9 年度までの期間において、受益面積 29.2 ヘクタールの区画内の農業用排水施設整備、区画整理及び暗渠排水を行い、施設の維持管理の軽減、農地の耕作放棄の防止、解消を図り、地域農業の発展と向上を図るものです。

今回、参加資格の交替の申出件数は 39 件、72 筆、9 万 3,983 平方メートルです。資格者である耕作者から所有者へ、事業に参加する資格を交替することが、土地改良事業の円滑な推進や管理運営に資することなど土地改良事業

の目的に照らし妥当と認められますので、本件の承認をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第27号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第27号は承認決定されました。

令和4年議案第28号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第28号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

別紙のとおり、現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断します。

別紙A4の資料、10ページから32ページを御覧ください。

今回、石野、藤岡、小原、松平、足助、下山地区の合計で997筆、49万7,275.21平方メートルの土地が対象となります。

当該土地は、今年度行った農地法第30条に基づく利用状況調査の結果に基づき、既に森林・原野化しているなど、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断します。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第 28 号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 28 号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 議案 15 ページ及び別紙配付資料 33 ページ及び 34 ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを御報告いたします。

続いて、議案 16 ページを御覧ください。

報告、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について。

22 番、石飛町の案件から、19 ページを御覧ください、35 番、堤町の案件までの 14 件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 20 ページを御覧ください。

報告、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書受理について。

10 番、四郷町の共同住宅の案件から、13 番、寿町の共同住宅までの 4 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 21 ページを御覧ください。

報告、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理について。

39番、宮上町の自己用住宅の案件から、24ページを御覧ください、53番、上拳母の自己用住宅の案件までの15件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時24分)

議事録署名者

---